

江南市立宮田中学校 いじめ防止基本方針

(令和7年4月改定)

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

学校において、いじめはどの学級にも、どの生徒にも起こりうるものであるという基本的認識に立って、いじめられる生徒に対して、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を徹底させる適切な指導を行う必要がある。また、いじめられる生徒たちを徹底して守り通すことが大切である。そのためには、いじめの問題の重大性を全ての教職員が認識し、校長を中心に、組織としてこの問題を解決していかなければならない。更には、いじめ問題を隠さず、社会全体の問題として考え、学校・家庭・地域社会、各専門機関と連携を取り、生徒一人一人に寄り添った指導をしていかなければならない。何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめの定義 及び重大事態の定義

- (1) 「いじめ」とは、当該生徒に対して、当該生徒と一定の関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身に苦痛を感じているものをいう。
- (2) 「重大事態」とは、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき、以下の場合を指す。

ア いじめにより、本校の生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態。

イ いじめにより、本校の生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事態。

ウ 上記ア、イに掲げるもののほか、いじめにより、本校の生徒に深刻な被害が生じた疑いがあると校長及び江南市教育委員会が判断した事態。

3 いじめに対する未然防止・早期発見の取組

教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。また、各教科担任は、生徒の状況に応じて個々の努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ア 「ケータイ・スマホ安全教室」や「サイバー犯罪防止教室」等の情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

イ いじめゼロ委員会の活動を通して、互いに思いを伝え合う力を育むとともに、「いじめは決して許されない」という意識を高め、いじめが起こりにくい温かな学級・学校風土の醸成を図る。

「宮中生の笑顔のための憲章」

- ・ ふわふわ言葉をかけあう
- ・ 思いやりの心をもって助け合う
- ・ 誰とでも平等にふれあう
- ・ あいさつの輪を広げ合う
- ・ 互いにそばにいて支え合う

ウ 生徒の様子を観察するとともに、毎日学級担任との生活交換日記「夢等咲き(むらさき)」を通して、生徒の心の変容や小さなサインを見逃さないように努める。変容やサインを把握した際は、該当生徒に声をかけて確認したり、学年職員で共有したりする。

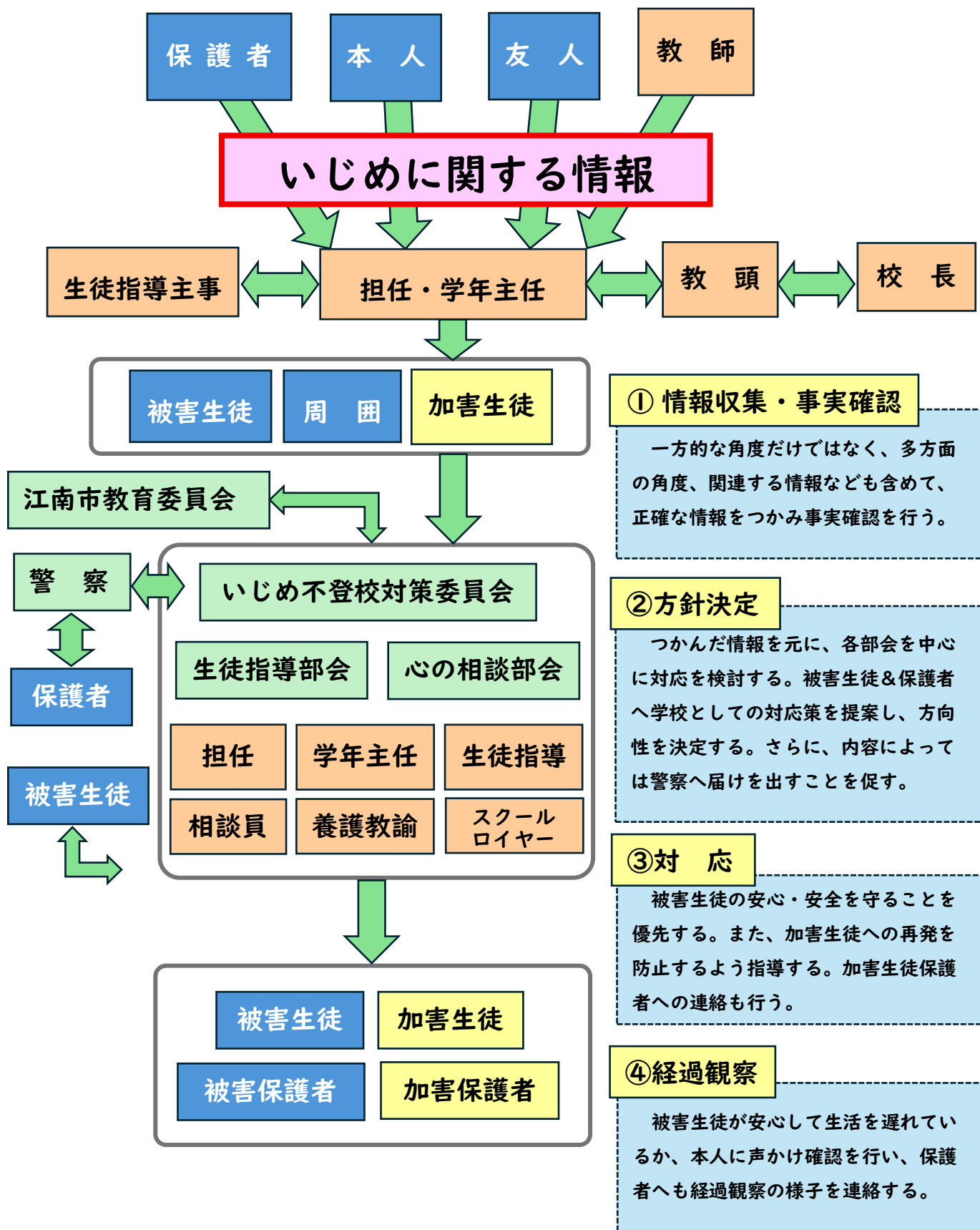
エ 年間3回の教育相談前に「生活やいじめについてのアンケート」を実施したり、年間2回学校生活満足尺度を測る「Q-Uアンケート」を実施したりして、生徒の心の健康状態を把握する。また、結果を分析して、生徒支援に役立てる。

オ 重大事態の発生に備え、平時から江南市教育委員会及び関係機関（警察、児童相談所、医療機関、弁護士等）との連携体制を構築し、教職員への研修を通じて重大事態発生時の対応手順や各機関の役割についての理解を深める。

4 いじめが起きた際の対応

- (1) 基本的な対応 いじめの疑いに関する情報を把握した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒の安全確保を最優先とし、事実確認を行う。事実確認にあたっては、被害生徒、加害生徒とされる生徒、及び必要に応じて周囲の生徒や関係者から、一方的な聴取にならないよう配慮し、複数の教職員で情報を収集する。いじめが確認された場合は、加害生徒への指導、被害生徒への支援を行うとともに、双方の保護者に連絡し、協力を求める。

(2) いじめが起きた際の対応図（通常時）



5 重大事態発生時の対応（フロー図）

